

ReBorn!

KAWASAKIMACHI

人を育み、町を創る。
10年先も住み続けたい町へ



第6次川崎町総合計画【改訂版】

2020 ▶ 2029



ごあいさつ

第6次川崎町総合計画の改訂にあたって

川崎町は、昭和13年に町制を施行し、令和5年には85周年を迎えました。

昭和46年以来、本町はまちづくりの指針として総合計画を策定しており、時代の変化や町民のニーズを踏まえながら計画的なまちづくりを推進してまいりました。

令和2年には、子どもからお年寄りまで、住民誰もが安心して幸せに暮らせる町をめざすとともに、新しいまちづくりを進めていくため、「Reborn!川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住みたい町へ」を将来像とし、この将来像の実現に向けて「第6次川崎町総合計画」を策定いたしました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、町政や町民の皆様の生活が大きな変化を余儀なくされた中で、特に地域のつながりや支え合いの重要性を再認識させられました。新型コロナウイルス感染症による長く暗いトンネルも終わりを迎え、停滞していた交流人口もようやく増加へ向かう中、さらなる町の活性に向けて計画的に施策を推進していく必要があると感じています。

この度、「第6次川崎町総合計画」が中間年度を迎え、令和7年度から後期基本計画期間がスタートすることから、これまでの取組を振り返り、将来像の実現に向け、実効性のある施策を推進していくため、中間見直しによる改訂をいたしました。

「第6次川崎町総合計画（改訂版）」では、より具体的に各分野の施策を示すとともに、引き続き、道の駅整備、学力向上、スマートウェルネスシティなどの「重点プロジェクト」を掲げ、これからも住みたいと感じられる町の実現に向けて各施策を確実に実行してまいります。

あわせて地方創生推進の根幹となる「第3次川崎町総合戦略」との整合性を図り、これまで進めてきたまちづくりに加え、デジタル技術を活用し、行政サービスの向上や地域経済の活性化に努め、町民の皆様がより便利で快適な生活を送れるようサポートしてまいります。

最後に、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様をはじめ、川崎町総合計画及び川崎町総合戦略推進委員会の皆様、町議会議員の皆様、そして本計画の改訂に携わっていただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月



川崎町長 原口 正弘

目次

第1部 序論	1
第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成	1
3. 総合計画・総合戦略の計画期間と進行管理	2
第2章 町の概要等	3
1. まち	3
2. ひと	4
3. しごと・暮らし	6
4. 社会潮流	9
第2部 基本構想	10
1. まちの将来像	10
2. 目標人口	11
3. まちづくりの基本目標	12
第3部 基本計画	13
1. 施策の体系	13
2. 重点プロジェクト	14
3. SDGs（持続可能な開発目標）	15
4. 基本計画	17
第4部 資料編	83



第1部 序論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、令和2（2020）年3月に「第6次川崎町総合計画」および「第2次川崎町総合戦略」を策定しました。「第6次川崎町総合計画」の前期基本計画および「第2次川崎町総合戦略」の計画期間が令和7（2025）年3月に終了することから、これまでの計画の成果を検証するとともに、社会環境の変化や基礎調査等の結果を踏まえ、「第6次川崎町総合計画」の改訂および「第3次川崎町総合戦略」の策定を行うものです。

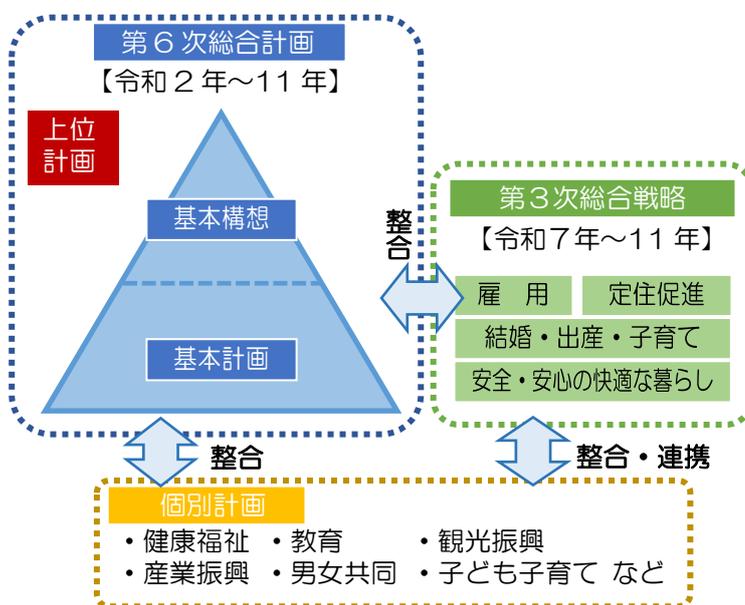
また、「第3次川崎町総合戦略」は、総合計画で定める計画のなかでも「雇用」や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」分野の取組を重点的に進めることを目的に策定し、総合計画における主要施策として位置づけ、一体的に考え、両計画を策定します。

2. 計画の構成

総合計画は、本町の将来のあり方を展望し、町民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに総合的な行政運営の指針となり、今後のまちづくりの基本となるものです。

平成23（2011）年の地方自治法改正により、基本構想策定の義務づけが廃止されていますが、本町では基本構想は議会による議決事項とし、また、総合計画は本町が定める各種計画の上位計画として位置づけます。

総合戦略は、総合計画を最上位計画として、その他各分野の個別計画との整合を図ります。



第1部 序論 【第1章】

第1部 序論 【第2章】

第2部 基本構想

第3部 基本計画

第4部 資料編

3. 総合計画・総合戦略の計画期間と進行管理

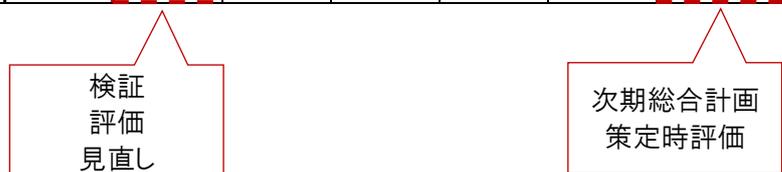
基本構想は、令和2（2020）年度からの10年間を計画期間とします。そのうち、後期5年間を後期基本計画期間とします。

総合計画・総合戦略では人口の目標をはじめ具体的な数値目標（KPI）を設定しています。その進捗状況を管理しながら計画を実行します。この進行管理にあわせて、施策の評価と担当課の整理を行うことで、業務の改善につなげます。

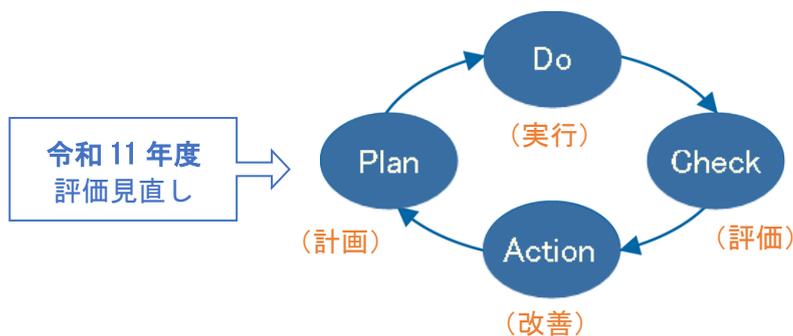
具体的な数値目標（KPI）は6つの重点プロジェクト、それぞれについて設定をしています。

■計画期間と施策評価■

令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合計画										
	前期計画					後期計画				
基本構想	基本構想：10年間									
基本計画	前期：5年間					後期：5年間				
総合戦略										
	第2次					第3次				
総合戦略	5年間					5年間				



■進行管理イメージ■





第2章 町の概要等

1. まち

本町は、福岡市と北九州市のほぼ中間にある筑豊地域のなかで、やや南寄りに位置し、東西 4.9 km、南北 12.6 km、総面積 36.14 km²の南北に長い地形で、北は田川市、東は大任町・添田町、南は嘉麻市に接しており、周囲を山に囲まれた盆地のなかに位置しています。気候は九州北部の内陸型で、気温は年平均 16.0 度、年間降水量 1,705 mm となっており、風水害も少なく、みどり豊かな自然に恵まれています。

本町の地勢は、南部を中心とする山麓地帯と中元寺川流域からなる中部、北部地域に大別されます。南部は、豊かな森林資源を有し、農地と住宅地が点在しています。北部は、国道 322 号バイパス周辺に誘致企業が進出するなど、商業地域として開発が進みつつあります。

公共交通機関は、JR 日田彦山線が通っており、「JR 豊前川崎駅」と「JR 池尻駅」があります。西鉄バスも添田線が通っており、田川市（後藤寺）から添田町に至っています。



2. ひと

本町の人口は、昭和 55 (1980) 年の国勢調査時の 22,872 人から減少傾向で推移し、令和 2 (2020) 年には、15,176 人となり、昭和 55 (1980) 年から令和 2 (2020) 年の 40 年間で人口が 33%以上減少しています。

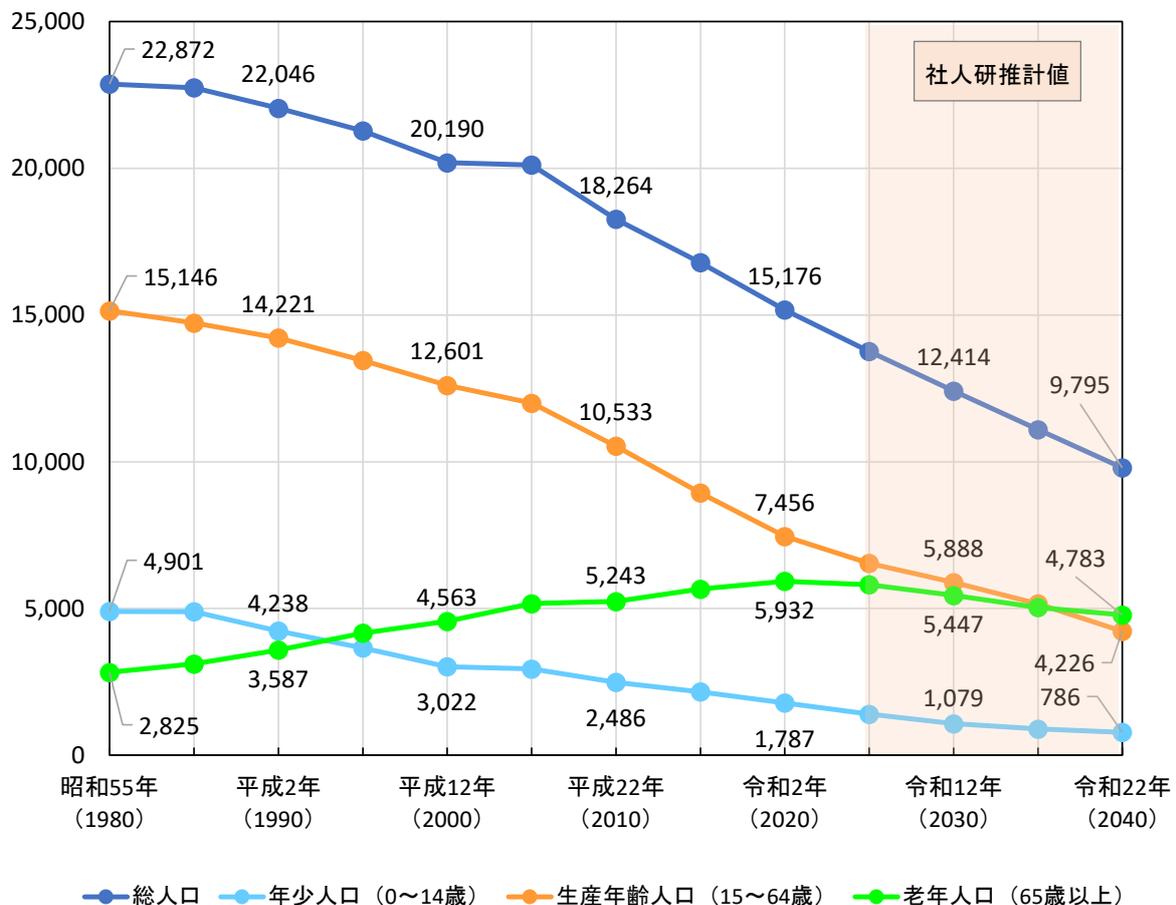
年少人口・生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向となっています。令和 2 (2020) 年と平成 22 (2010) 年の人口を比べてみると、年少人口は 28.1%、生産年齢人口は 29.2%減少しています。一方、老年人口は 13.1%増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、老年人口は令和 2 (2020) 年をピークに減少に転じると推測されています。なお、令和 12 (2030) 年には老年人口割合が 43.9%に上昇し、生産年齢人口割合が 47.4%に低下することから、老年人口 1 人を生産年齢人口 1.08 人で支えることとなります。

高齢化や人口減少が進行し、地域活力の低下が課題となっています。そのため、交流人口や移住者の増加を図り、持続可能なまちづくりをしていく必要があります。

■年齢 3 区分別人口の推移と将来推計■

(人)

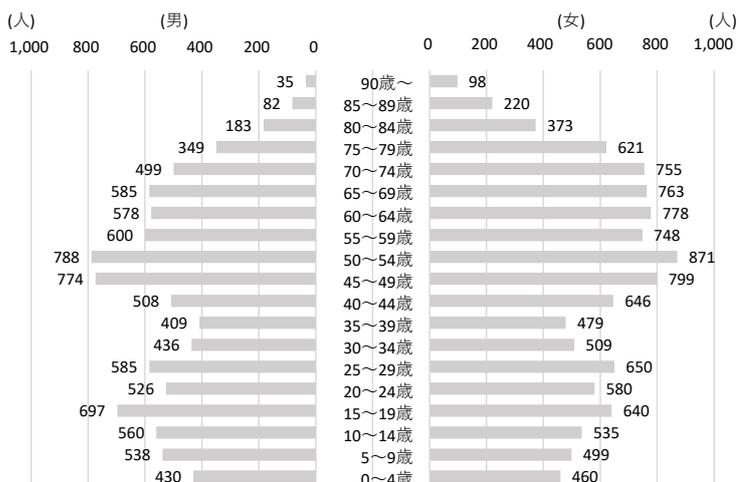


(資料)「国勢調査」「国立社会保障・人口問題研究所」

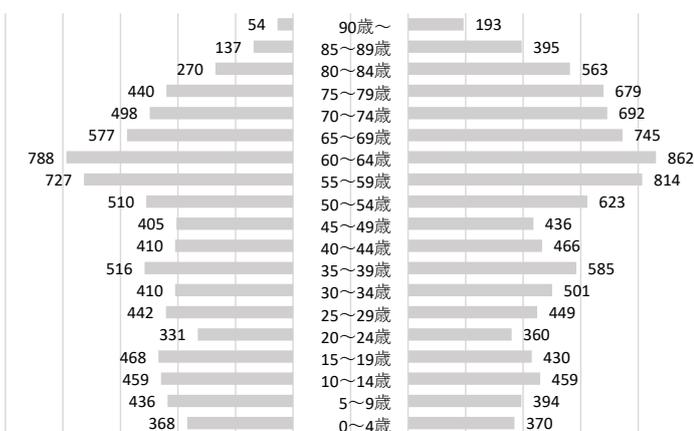


■人口構造の変化と推計■

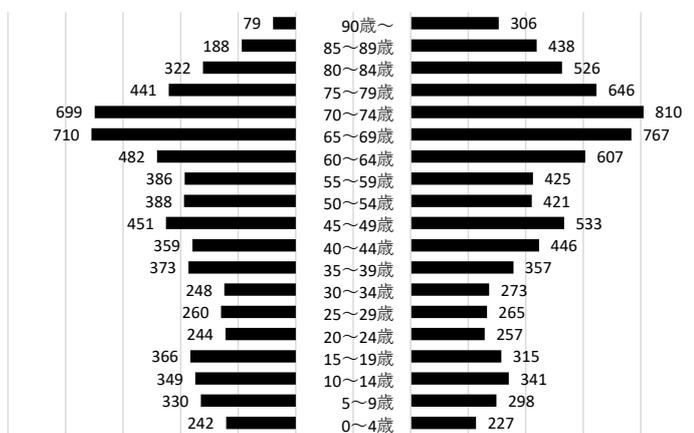
平成 12 (2000) 年



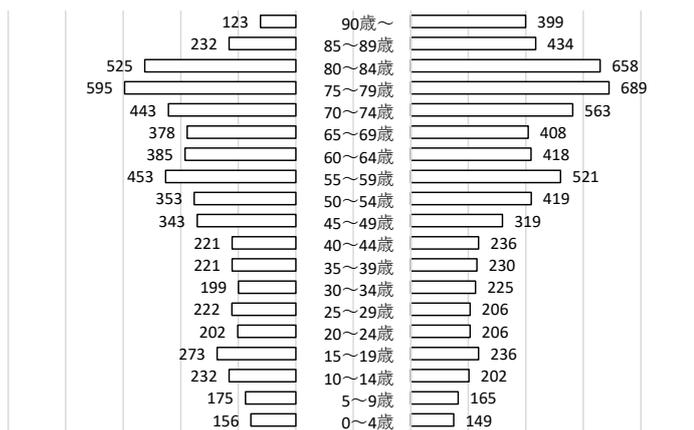
平成 22 (2010) 年



令和 2 (2020) 年



令和 12 (2030) 年 (推計)



第1部 序論 【第1章】

第1部 序論 【第2章】

第2部 基本構想

第3部 基本計画

第4部 資料編

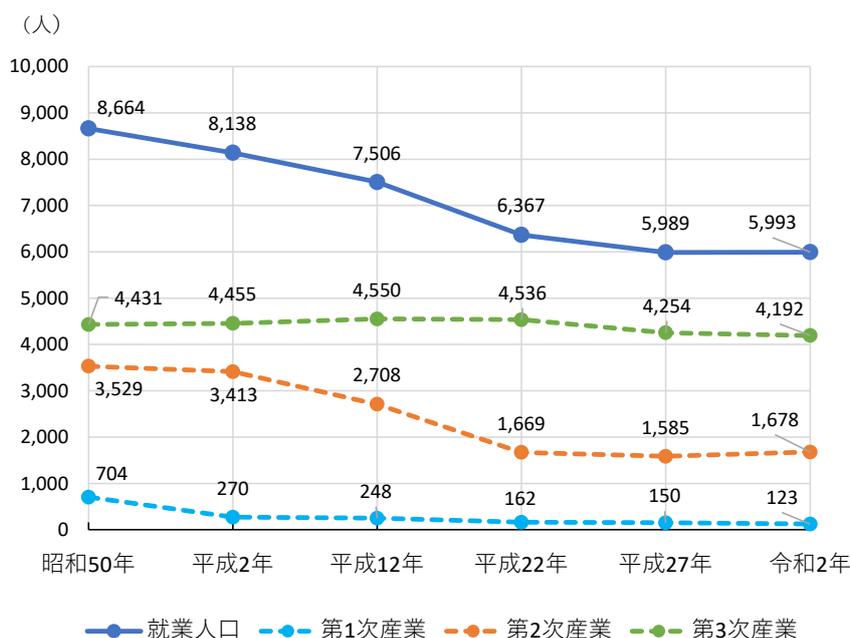
3. しごと・暮らし

(1) 就業人口

平成12(2000)年には7,506人だった就業人口は、令和2(2020)年には5,993人となり、15年間で約2割の減少がみられます。しかし、平成27年から令和2年にかけて増加に転じています。

農業については、現在の経営者の高齢化に加え、新規就農者が少なく、今後も減少していくことが見込まれており、農業の担い手の確保が課題となっています。

■ 就業人口の推移 (人) ■



(単位：人、%)

	昭和50年		平成2年		平成12年		平成22年		令和2年	
	人口	構成比								
就業人口	8,664	100.0	8,138	100.0	7,506	100.0	6,367	100.0	5,993	100.0
第1次産業	704	8.1	270	3.3	248	3.3	162	2.5	123	2.1
第2次産業	3,529	40.7	3,413	42.0	2,708	36.1	1,669	26.2	1,678	28.0
第3次産業	4,431	51.2	4,455	54.7	4,550	60.6	4,536	71.3	4,192	69.9

(資料) 「国勢調査」

第1次産業／農業、林業、漁業

第2次産業／鉱業、建設業、製造業

第3次産業／電気、ガス、熱供給、水道業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食店業、金融・保険業、不動産業、サービス業等

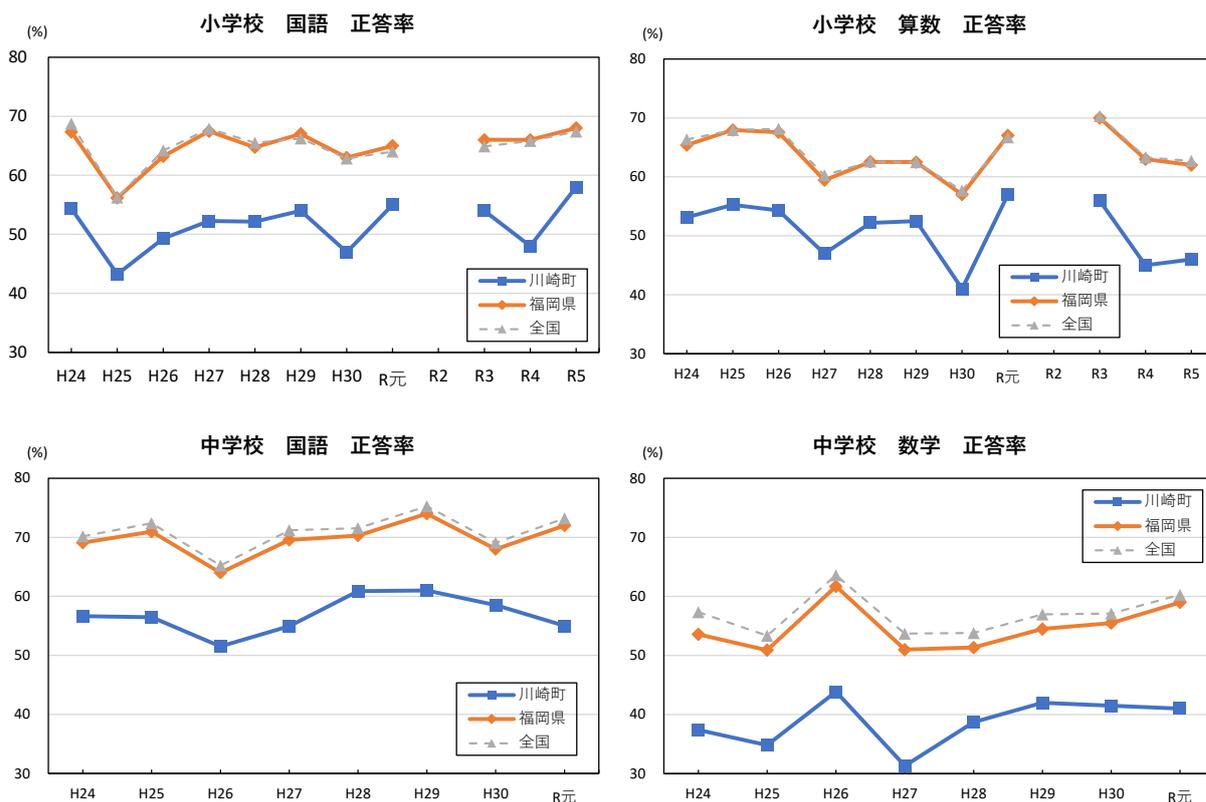


(2) 児童・生徒の学力

小学生は国語と算数、中学生は国語と数学で行われている全国学力調査の結果から、児童・生徒の学力の推移をみると、児童・生徒ともに本町と全国・福岡県との得点差が明確です。

児童・生徒の確かな学力を育むことが求められています。

■全国学力調査の結果の推移■



(資料)「全国学力・学習状況調査」

※R2年度は、新型コロナウイルスの影響により未実施

※中学校については、R2年度から統合され1校となったため、

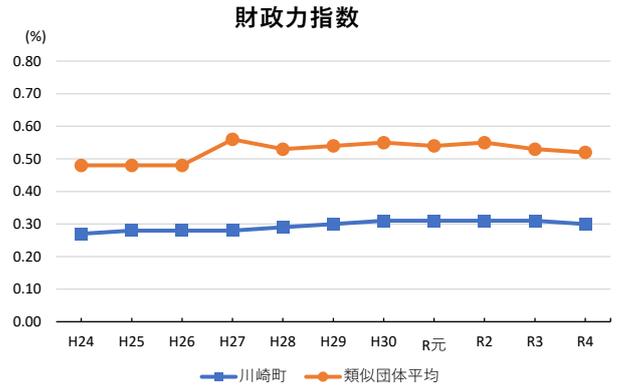
文部科学省の方針に従い、非公表

(3) 財政状況

財政力指数

数値が高いほど、自主財源（税収）が相対的に多いことを示します。

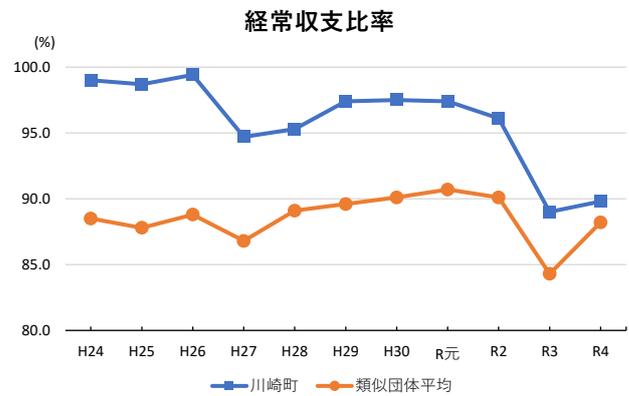
本町の財政力指数は、横ばいで推移していますが、類似団体平均と比較し自主財源に乏しい状況です。雇用促進などを図り、税収の向上に努めることが必要です。



経常収支比率

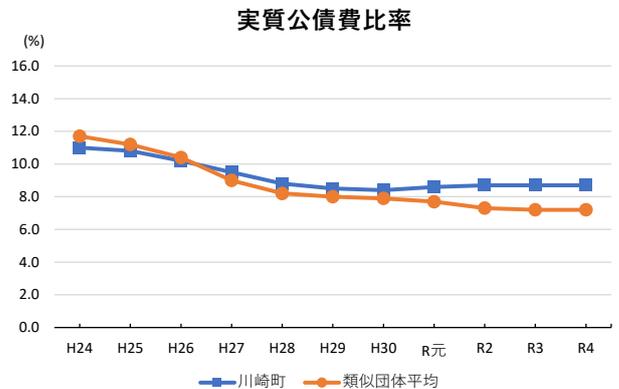
数値が低いほど、自由に使うことのできるお金が多く、財政に弾力性があることを示し、令和3（2021）年度に改善しています。

本町の経常収支比率は類似団体平均より高い水準で推移しており、経常的な経費を削減することが必要です。



実質公債費比率

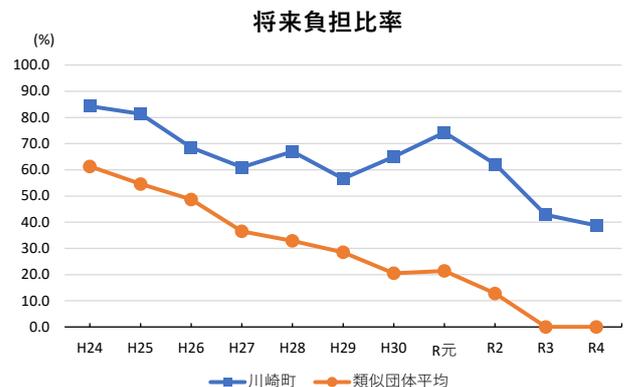
数値が高いほど、収支のうち借金の返済に充てている割合が大きいことを示します。平成13（2001）年度からの財政健全化計画による投資的事業の抑制により、毎年少しずつ比率が減少し、近年では横ばいの状況にあります。投資的事業の見極めが必要になります。



将来負担比率

数値が高いほど、借金の総額が町の将来財政に大きな影響を与えることを示します。

平成13（2001）年度から実施してきた財政健全化計画に基づく投資的事業の抑制による公債費の減少や充当可能基金の増加および連結実質赤字額の減少により状況が改善しています。今後も財政の健全化に努める必要があります。



(資料) 「財政状況資料集」



4. 社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少傾向に入っており、それと同時に少子高齢化も進行し、これらは深刻な問題となっています。

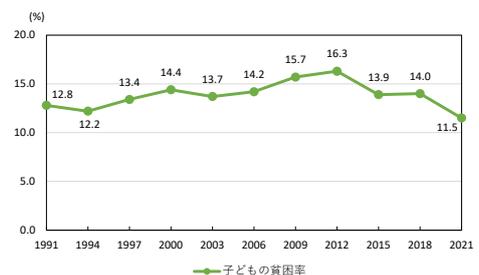
人口減少と少子高齢化の進行は、消費の低下や経済規模の縮小、社会保障費の増大、働き手の不足、地域コミュニティの維持困難など多方面への影響が懸念されます。このような状況のなか、特に地方圏においては、その地域に住む人々（定住人口）だけではなく、その地域に縁故のある人々（関係人口）の力を借りて、課題解決や地域を活性化させていくことが期待されています。

(2) 貧困の拡大

日本は世界第 3 位の経済大国でありながら、一人当たりの国民所得は世界のなかで順位を落としており、所得格差や貧困が大きな問題となっています。

非正規雇用の拡大や雇い止め問題に起因する親世代の貧困は、教育を受けたくても受けることができない、社会経験の機会を得ることができないといった「子どもの貧困」や「教育格差」の問題を引き起こしています。

■全国における子どもの相対的貧困率の推移■



(3) 情報技術の急速な進展

ICT 技術（情報通信技術）は飛躍的に進展し、スマートフォンや SNS の利用、Wi-Fi の普及等、私たちの生活においても活用が浸透しています。

ICT は、人々の日常生活や暮らし方だけではなく、農業・観光・教育・福祉・防災など多岐にわたる分野へ導入されています。

(4) 長寿社会の到来とライフスタイルや価値観の多様化

日本は、世界一の長寿社会を迎えています。人生 100 年時代の到来に向けて、健康寿命の延伸や生涯にわたる学習・活躍の機会の提供など、年齢に関係なく生き生きと暮らすことができる社会づくりが求められています。

近年の社会状況や価値観の変化のなかで、多様な暮らし方や働き方改革の推進が求められており、世代や性別に関わらず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境づくりが求められています。

(5) 地方の自立と創生

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少などにより、地方自治体の財政状況が厳しさを増すなか、平成 26 (2014) 年から地方創生の取組が本格的に始まりました。「まち・ひと・しごと」分野を一体的に推進し、雇用の場、結婚・出産・子育てに対する希望の実現や地域特性に即した地域課題の解決に、住民と行政の協働のもと取り組むことが求められています。

(6) 大規模自然災害の増大

毎年、予測のつかない異常気象が発生するなかで、いつ・どこで起こるかわからない自然災害に備えていく必要があります。

しかし、災害時の円滑な避難を支える道路や橋梁、避難場所になる公共施設は、整備後、50 年以上経過したものも多く、災害時に機能すべき施設等の破損による被害の拡大が懸念されています。危機管理能力や自助・共助による地域防災力の向上とあわせて、インフラや公共施設の点検および適切な維持更新に取り組んでいくことが求められています。

第2部 基本構想

1. まちの将来像

第5次総合計画では「住みたい、住みつづけたい ～川崎町～」をまちづくりの目標に掲げ、施策を推進してきました。今後もこれまでの施策を継承しながら、さらなる町の発展と魅力を高めていくまちづくりが必要となってきます。

本町は、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに発展しました。石炭産業の発展とともに町には多くの人が集まり、さまざまな歴史や文化が生みだされ、現在の町の魅力の基礎が築かれました。これらの歴史・文化は、町の宝としてこれからも守り育てていくものと考えます。

そのうえで、本町の特性や社会潮流の変化、住民ニーズの多様化を踏まえ、「新しい川崎町」をつくっていくことが必要です。町民そして本町に関わる全ての「人」は本町の最も重要な財産です。この「人と人のつながり」を大事にし、思いやりのある優しい心で人を育て、これまで以上に「人」を中心としたまちづくりを進めます。

これらを踏まえ、町民、事業者、町が協働し、これからも住み続けたいと感じられる町の実現に向けて「新しい川崎町」のめざす将来像を次のとおり定めます。



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ

※ReBorn: リボーン…生まれ変わる。再生。



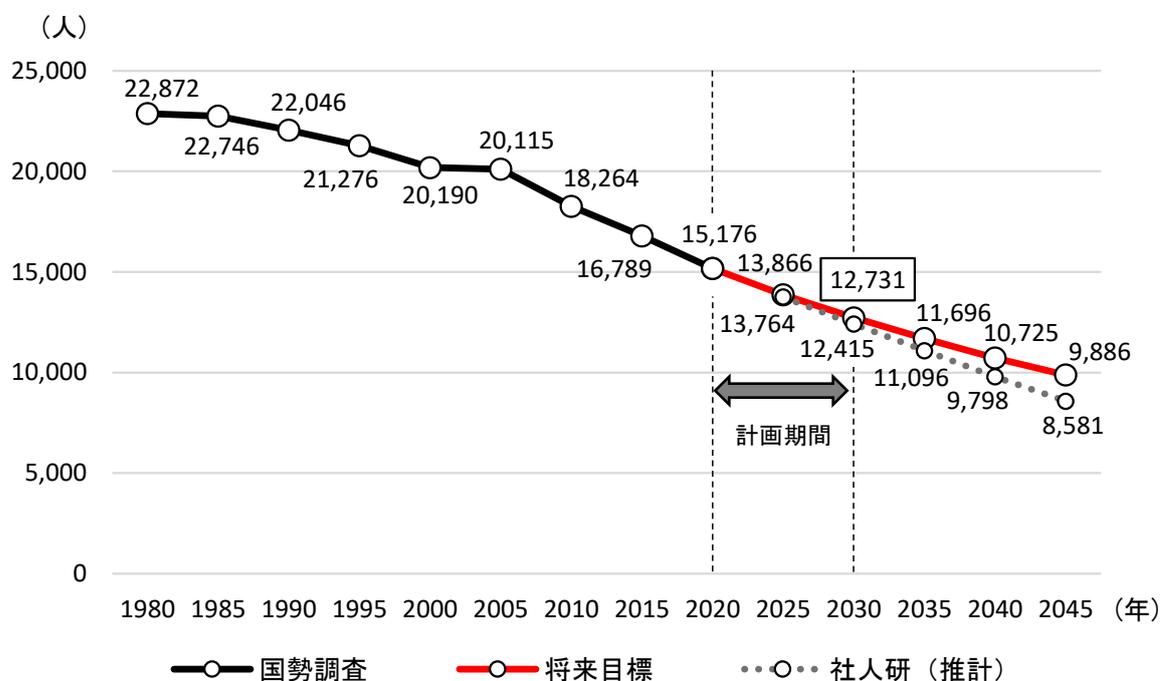
2. 目標人口

本町の人口は、昭和30（1955）年には40,878人で、田川郡で最多となっていました。昭和55（1980）年には22,872人で、最大期と比べて44.0%減少し、以後、急激な減少はないものの、減少傾向が続いており、平成27（2015）年には16,789人となっています。

平成27（2015）年度に人口ビジョンの策定を検討したときには、国立社会保障・人口問題研究所の推計で9,471人が見込まれた令和27（2045）年人口も、令和2（2020）年国勢調査結果が確定した後に実施された推計では8,578人まで減少しています。

人口減少が深刻さを増すなかで、平成28（2016）年3月に策定した「川崎町人口ビジョン」で掲げた目標人口を踏まえ、町だけではなく町内4つの地区（安真木、田原、川崎、池尻）が健全に地域社会を維持できるように、令和12（2030）年の目標人口を12,742人と設定します。

■人口の動向と推計■



(資料)「社人研：令和5年 国立社会保障・人口問題研究所」
(資料)「国勢調査：各年 総務省統計局」

3. まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けた、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

人を育む

これからの新たなまちづくりには、地域を支える人が鍵になります。住民アンケートや住民ワークショップにおいても、教育や子育て、モラルの向上、保健・福祉など、「人」に関する関心の声が多くあがりました。

そこで、お互いを尊重し、**支えあ**う環境のなかで、いつまでも多様な**学び**を得ながら成長し、子どもから高齢者まで**健やか**に充実した生活を送ることができ、町民を増やすことをめざします。

そのために、学校教育、子育て支援、保健・医療・介護・福祉などを充実させることで、豊かな人を育んでいきます。

暮らしを育む

町からの転出超過が続くなか、川崎町が将来にわたって活力ある町として発展していくためには、年齢に関係なく本町に住み続けたい・住んでみたいと感じられる環境、実際に住み続けられる環境を整備する必要があります。

そこで、美しい自然や**賑わい**のなかで町の環境等を**整え**、災害等に**備え**ながら豊かな暮らしを営んでいくことができる環境づくりをめざします。

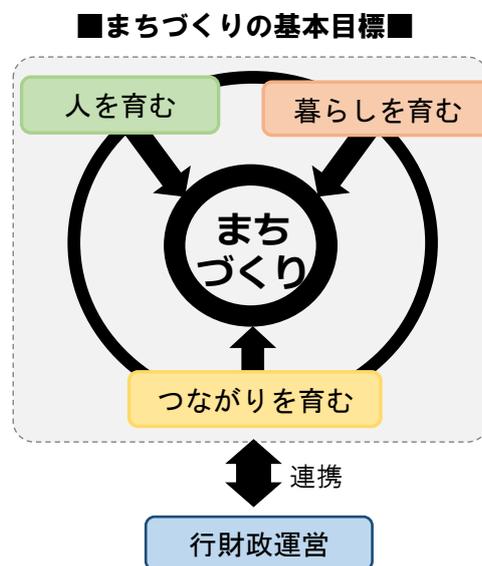
そのために、農業・商業をはじめとした産業基盤の強化、都市インフラの整備、防災力の向上、環境美化などを推進することで、豊かな町民の暮らしを育んでいきます。

つながりを育む

本町の新たな未来づくりを進めていくうえでは、行政だけではなく町民や事業者、地域コミュニティ等のさまざまな人々が協働していくことが必要です。

そこで、さまざまな人々が積極的に地域づくりに参画できるよう、まちづくりに対する機運を高め、町民や事業者、地域コミュニティ等が**関わる**活動を支援していきます。また、町民や事業者が、自分たちの住む町・地域について関心をもち、地域を支える活動を行っていることについて、行政が広く**伝える**取組を行います。

そのほかに、関係人口や移住定住者が増えていく環境を**創り**、町民以外の力も借りながら、地域づくりを進めていきます。



第3部 基本計画

1. 施策の体系

基本計画の施策を以下のように構築します。

■施策体系図

将来像	基本目標	基本計画			
ReBorn・川崎町	人を育む	学ぶ (P17)	教育の充実 ・教育内容の充実 ・学力向上への取組 ●●●● 重点 ・学校施設の適切管理	社会教育・生涯スポーツの振興 ・社会教育・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの振興 ・子ども読書活動の推進 ・図書館活動の推進	
			歴史・文化の継承 ・文化財の啓発および活用 ・歴史・文化の継承活動 ・歴史資料館開設の検討		
		健やか (P24)	出産や子育て支援の充実 ・こども家庭センターの運営 ・子育て支援環境の整備 ・子ども・子育て支援の強化 ・子ども・子育て支援制度の充実	人権啓発の推進 ・人権啓発の推進 ・人権擁護の推進 ・男女共同参画の推進	
			支える (P29)	保健・医療等の充実 ・安心して子育てができる環境づくり ・健康増進の推進 ●●●●●● 重点 ・精神保健の充実 ・感染症予防の強化 ・国民年金の促進	後期高齢者医療制度の充実 ・健康寿命を延ばす健康づくりの推進 ・後期高齢者医療保険制度の維持運営 ・後発医薬品の使用促進
		高齢者福祉の充実 ・介護予防・生活支援の充実 ・生きがいづくりや社会参加の促進 ・地域包括ケアシステムの深化・推進 ・高齢者の権利擁護の推進 ・高齢者の災害・感染症対策に係る体制整備 ・愛光園の運営		障がい者福祉の充実 ・日常生活における地域生活支援 ・自立に向けた福祉サービス支援	社会福祉の充実 ・ボランティア活動の推進 ・地域福祉活動の支援充実 ・社会福祉行政の推進
			暮らしを育む	賑わう (P41)	農業の振興 ・農業環境の改善 ●●●●●● 重点 ・鳥獣被害防止対策の促進 ・農業用施設改修の促進
		林業の振興 ・水源かん養機能の保全			林業生産基盤の整備
		商工業の振興 ・地域企業の育成と組織連携の強化 ・道の駅の整備 ●●●●●● 重点			起業・経営支援および経営改善のサポートの拡充 ・特産品の周知・販路拡大 ・新規事業創出に向けた企業支援 ●●●●●● 重点
		整える (P51)		観光の振興 ・近隣市町村との魅力ある観光地域の形成 ・観光宣伝の強化	観光基盤整備 ●●●●●● 重点
	拠点や施設の整備 ・町内拠点整備の推進 ●●●●●● 重点				
	環境衛生の推進 ・水質汚染防止の推進 ・環境に配慮した広域でのごみ処理施設等の建設 ・循環型社会に向けた住民への啓発			大気汚染防止および地球温暖化防止の推進 ・環境美化の推進	
	備える (P61)	住環境の整備 ・コンパクトシティの形成 ・町営住宅の整備	町営住宅の管理運営		
		交通の整備 ・ふれあいバスの運行改善 ・公共交通手段利用者の増加に向けた啓発活動 ・交通安全週間における啓発活動 ・カープミラー等の交通安全施設整備	道路・水道の整備 ・広域幹線道路の整備 ・人や環境にやさしい安全で安心できる道路環境の形成 ・橋梁の整備・水道事業の広域化		
	つながりを育む	消防防災の推進 ・地域の自主防災力の充実強化 ・消防組織・施設の充実強化 ・防災拠点の充実強化	国土強靱化に向けた取組 ・情報伝達手段の充実強化		
		伝える (P65) 広報等の充実 ・情報発信力の強化 ・住民の声を町政に活かすための取組	住民に開かれた議会の推進		
関わる (P68) 地域の魅力向上 ・人づくり事業の拡大 ●●●●●● 重点 ・郷土への愛着の深化		関係人口の創出			
創る (P71) 地域おこしの推進 ・まちづくりの推進 ・地方創生関係事業の推進		定住の促進 ●●●●●● 重点 ・未利用資源の活用検討			

支える

行財政 (P75)	健全な行政運営 ・行政組織の活性化 ・行政運営の効率化 ・職員研修の実施 ・職員のメンタルヘルス対策	広域行政の充実 ・共同処理事務の見直し・推進 ・田川広域での観光の振興 ・田川地区中等教育環境の検討 ・ごみ・し尿の適正処理および施設の建設 ・福岡県立大学・田川地域包括連携協議会の活動推進	財務状況の改善 ・公共施設の長寿寿命化 ・中長期的な財政計画 ・自主財源の確保
-----------	--	--	--

2. 重点プロジェクト

3つの基本目標に対してそれぞれ重点プロジェクトを定め、計画期間内に推進していきます。

■重点プロジェクト

将来像	基本目標	重点プロジェクト
ReBorn-川崎町 人を育み、町を創る。 10年先も住み続けたい町へ	人を育む	<p>健やかに人を育む 子どもたちは町の宝です。子どもたちが健やかにのびのびと学習できる環境を整えます。また、子どもたちのみならず、町民の誰もが健康で幸せに暮らし続けることができる町をめざします。</p>
		<p>重点プロジェクト① 学力向上プロジェクト 目標のある生涯を送るために必要な、自らの力で課題を解決し実行できる児童・生徒が育つ町をめざします。現在実施している土曜無料塾などの事業を拡充しつつ、民間のノウハウを活用するなど新たな学力向上プログラムを検討し、確かな学力を身につけた児童・生徒を育てます。</p> <p>▶ ■KPI■※1 全国学力調査の平均正答率県平均に向上</p>
	暮らしを育む	<p>川崎町らしい仕事を育む 町の資源を活かした産品や取組を磨き上げ、今後はより付加価値を高め、「稼ぐ」ことのできる新しい本町の基幹産業をつくることをめざします。また、就業環境の充実や改善に向けた取組を強化し、雇用を促進します。</p>
		<p>重点プロジェクト③ 「稼ぐ」農業プロジェクト 農作物のブランド化を進めるとともに、地元産パン酵母を活用してパン用小麦の生産を目指し、パン製造に使用する農産物等の生産に取組みます。また、道の駅、農産物直売所「De・愛」と連携しながらデジタルを活用とした農業マーケティングの総合的な推進を図り、農業者の支援、後継者・担い手の育成を図ります。</p> <p>▶ ■KPI■ 新規就農者数 5人※2</p>
	つながりを育む	<p>町内外の人のつながりを育む 町民や事業者間にある地域の絆をもとに、地域内で顔が見えるコミュニティづくりを進めます。これらの活動や取組を積極的に町内にPRするなど、環境づくりに重点的な支援を行い、地域への愛着の心を育て、「住み続けたいまち」をめざします。加えて、さまざまな形で本町に関係をもつ人口を増やし、人の流れを促進していきます。</p>
		<p>重点プロジェクト⑤ UIJターン等移住推進プロジェクト 「帰ってきたい」まちづくりに加え、国籍を問わず「住みたい」「住んでよかった」と思える町をめざし、移住関連情報の提供や相談支援の強化を図るとともに、居住負担の軽減策の検討など、関係人口等の移住推進に取組みます。</p> <p>▶ ■KPI■ 5年間の転出超過数の抑制</p>

※1 KPIとは具体的な数値目標を示す

※2 令和7(2025)年～令和11(2029)年の5年におけるKPI

3. SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成13（2001）年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際開発目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

MDGsが主に発展途上国における目標を前面にだしていたのに対し、SDGsは発展途上国のみならず、先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標です。

国は、全国の地方公共団体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、本計画では、各施策に対応する開発目標を掲げています。

国連持続可能な開発目標（SDGs）			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>9 産業と雇用創出を 強める</p>	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>5 ジェンダー平等を 達成しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>6 安全な水と衛生を みんなに</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>12 つくばる資源を 有効に</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
		 <p>13 気候変動に 適応する</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
		 <p>14 海の豊かさ を増やす</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
		 <p>15 陸の豊かさを 守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
		 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
		 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

■施策との対応表

NO.	施策	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17	
																			
1	教育の充実																		
2	社会教育・生涯スポーツの振興																		
3	歴史・文化の継承																		
4	出産や子育て支援の充実																		
5	人権啓発の推進																		
6	保健・医療等の充実																		
7	後期高齢者医療制度の充実																		
8	高齢者福祉の充実																		
9	障がい者福祉の充実																		
10	社会福祉の充実																		
11	農業の振興																		
12	林業の振興																		
13	商工業の振興																		
14	観光の振興																		
15	拠点や施設の整備																		
16	環境衛生の推進																		
17	住環境の整備																		
18	交通の整備																		
19	道路・水道の整備																		
20	消防防災の推進																		
21	広報等の充実																		
22	地域の魅力向上																		
23	地域おこしの推進																		
24	健全な行政運営																		
25	広域行政の充実																		
26	財務状況の改善																		